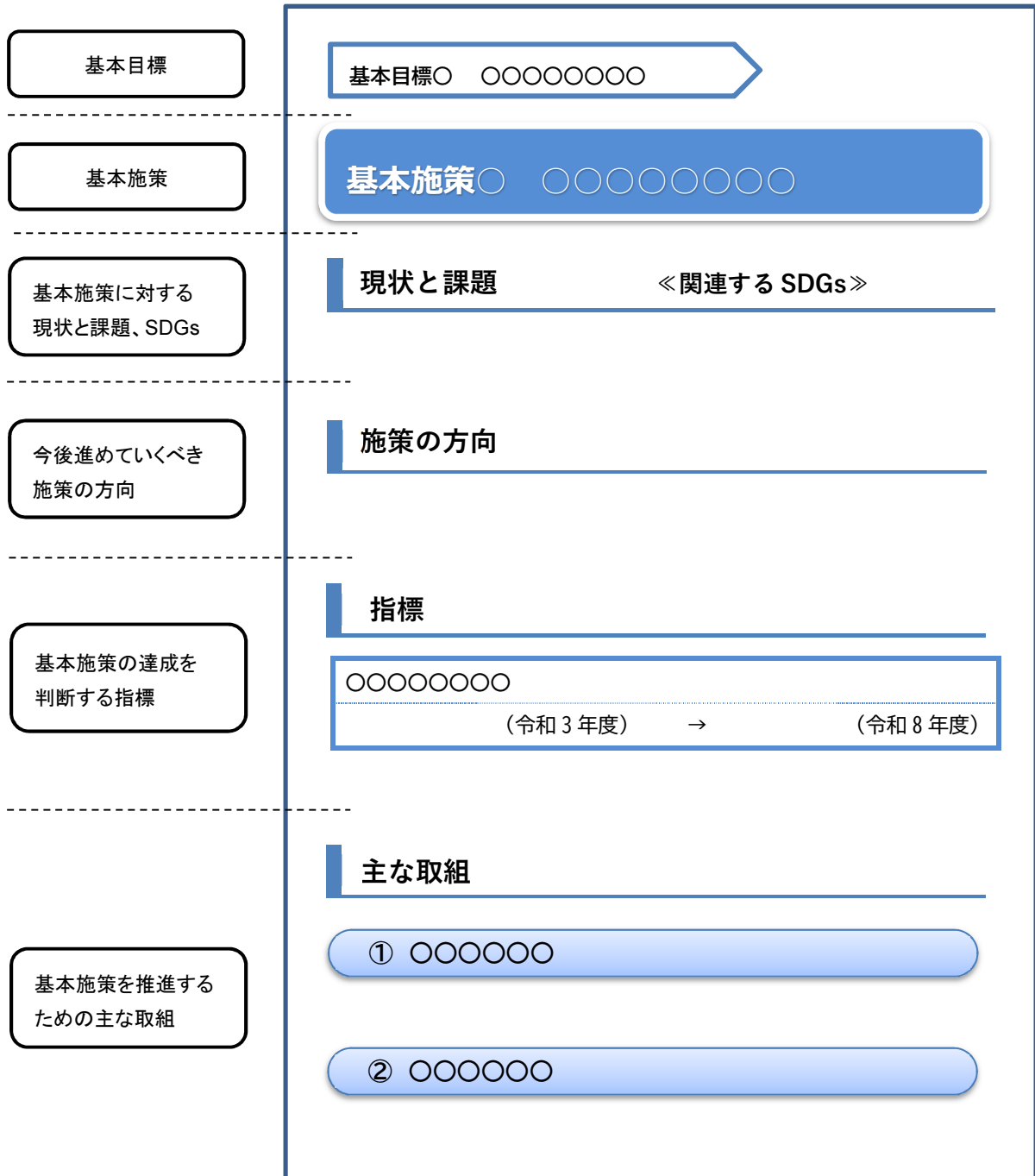


◆ 各論の見方

4つの基本目標を実現するために、15の「基本施策」ごとに「現状と課題」、「施策の方向」、「指標」を明らかにした上で、今後進めていく「主な取組」を掲載します。



基本施策1 確かな学びを育む教育の充実

現状と課題

《関連する SDGs》



- ◆児童生徒が様々な変化に主体的に向き合い、多様な他者と協働して創造する力や心の豊かさを身に付け、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるためには、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が必要であり、新学習指導要領の着実な実施が重要であります。
- ◆本市における教員の現状は、全体的に31歳から40歳までの年齢層が薄く、今後教員の大量退職等の影響により、教員の年齢構成はますます二極化が進むものと考えられます。
- ◆グローバル化に対応した人材育成のためには、外国語を使って多様な人々と目的に応じたコミュニケーションを図れるようにすることが求められます。
- ◆将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を主体的に選択し活用していく力が求められており、ICTを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要です。

施策の方向

- ◆新学習指導要領の趣旨を踏まえ、新しい時代に必要とされる資質・能力の育成をめざした授業改善や若手教員の人材育成に努めます。また、児童生徒の育成につながる質の高い教育を提供するために、児童生徒に向き合う時間の捻出に繋がる教員の働き方改革を推進します。
- ◆児童生徒の学ぶ意欲を高め学習習慣の定着を目指します。
- ◆小中学校において外国語指導助手の活用や外国語科の授業改善を行い、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成とグローバル化に対応できる児童生徒の育成に努めます。
- ◆教員のICT指導力向上を図るとともに、ICTを適切に活用した学習活動を充実させることにより、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- ◆幼児教育と小学校教育の接続を見通したカリキュラムの編成を促進します。そのために幼児教育と小学校教育の関係者が相互理解を深める研修会を実施します。

指標

授業改善に関する取組状況の事項における児童生徒の肯定的回答の割合

74.1% (小学校)	(令和3年度)	→	80.0% (小学校)	(令和8年度)
76.0% (中学校)			80.0% (中学校)	

英検3級程度以上の英語力を有する中学3年生の割合

39.8%	(令和3年度)	→	70.0%	(令和8年度)
-------	---------	---	-------	---------

自分で計画を立てて学習をしている児童・生徒の割合

69.0%	(令和3年度)	→	74.0%	(令和8年度)
-------	---------	---	-------	---------

主な取組

① 教員の指導力向上 **重点取組**

- ▶教員の専門性向上、指導力向上を図ることで、児童生徒に新しい時代に必要とされる資質・能力の育成を目指します。
- ▶国語科、算数・数学科、外国語活動・外国語科、体育科、道徳科、特別活動において、授業改善を視点とした研修を実施し、教員の指導力向上を図ります。
- ▶教職3年目以内の教員の研修の充実を図り、若手教員の育成に努めます。
- ▶ICTの活用などにより教員の働き方改革を進め、児童生徒に向き合う時間の捻出を図ります。

② 英語教育の拡充・強化 **重点取組**

- ▶小中学校教員への英語教育研修の実施など、指導力向上に取り組めます。
- ▶コミュニケーション能力の向上を目指し、英語教育を強化していくために、小中学校教員と外国語指導助手（ALT・JTE）が協力して、より効果的な授業を行います。
- ▶各中学校との連携により、中学生の英検受験の環境整備を進めます。

③ 学習意欲向上への取組 **重点取組**

- ▶全国学力・学習状況調査結果を基にした実態把握を行い、児童生徒の学ぶ意欲を高め、学習習慣の定着を目指します。
- ▶多人数学級や複式学級、特別な支援を必要とする学級等を有する学校へ非常勤講師を配置し、きめ細かな学習指導や児童生徒支援を推進します。

④ ICTを活用した学びの推進

- ▶ICT環境を最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげます。
- ▶教員のICT活用に関する研修機会を適切に確保し、教員の指導力向上を図ります。
- ▶学校・家庭・地域及び関連機関と連携しながら、児童生徒が自律的に情報機器を適切に利用できるようにするための情報モラル教育を推進します。

⑤ 幼小連携の推進

- ▶幼小連携のための研修会を実施し、職員同士の研修等を通して、入学前の幼児の実態を把握し、小学校教育への円滑な接続ができるようにします。
- ▶各小学校における「スタートカリキュラム」の編成に、小学校教育と幼児教育の関係者が共に関わる研修会を実施します。

基本施策2 豊かな心を育む教育の充実

現状と課題

《関連するSDGs》



- ◆子供たちを取り巻く状況は複雑化しており、子供たち自身がいかに判断し、行動することができるかが重要であり、道徳教育などを通して、豊かな心を醸成していくことが課題です。
- ◆自他の生命の尊重やいじめ問題は、本市だけでなく全国的な課題となっています。いじめを早期に発見し適切な対応を行うとともに、命の大切さや他者との認め合いなど、豊かな心を育みながら未然防止に努めることが大切です。
- ◆人権とは、全ての人々が幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。しかしながら、今もなお不当な差別が存在し、新たな課題も生じ、人権教育の果たす役割はとても重要となっています。
- ◆子供の読書活動は、幅広い知識や考え方に触れ、自らの思考を深め、豊かな心を育むために欠くことのできないものであります。

施策の方向

- ◆各学校が明確な重点目標を示した上で、道徳教育推進教師を中心とし、道徳教育をより一層充実させていきます。また児童生徒の実態を踏まえ、道徳教育の要である「特別の教科 道徳」の授業の質の向上を図ることを目指します。
- ◆児童生徒が、自己実現に向けて適切な自己選択と自己決定を行いながら、様々な人と協働し、責任をもって行動できる力を身に付けることができるよう、自己指導能力を育む児童・生徒指導を推進します。
- ◆学校の教育活動全体を通して、児童生徒の自尊感情を高め、発達の段階に応じて人権尊重の理念について理解を促すとともに、差別解消を図るための資質・能力を身につけられるような取り組みを推進します。
- ◆子供の発達の段階に応じた読書活動を通して、読書習慣の形成に努めます。学校図書館の利用促進を図り、主体的に読書に取り組めるようにしていきます。

指標

全国学力・学習状況調査質問紙調査の道徳性に関する質問での肯定的な回答の割合

95%

(令和3年度)

→

97%

(令和8年度)

主な取組

① 道徳教育の充実 **重点取組**

- ▶各学校における児童生徒の実態のもと、全ての教育活動における道徳教育を推進すると共に、道徳教育推進体制の充実を図ります。また、道徳教育推進教師等を対象とした研修会の開催などを進め、各学校の「特別の教科 道徳」の授業の質の向上、改善を図ります。
- ▶子供たちが社会、自然などとの豊かな関わりの中で、読書活動、体験活動、多様な表現や鑑賞の活動及び社会参加活動等に積極的に取り組み、様々な体験を通して道徳性を養うように努めます。
- ▶「道徳科」における指導と評価の改善・向上に努め、授業を積極的に公開します。

② 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実

- ▶特別活動における児童生徒の自発的・自治的な活動等を通して、児童生徒の自己指導能力や自己有用感の育成を図ります。
- ▶いじめをはじめとする問題行動等に対して、学校・地域・関係機関等との連携を図り、早期発見・早期対応に努めます。

③ 人権教育の推進

- ▶児童生徒の人権問題に対する正しい知識と理解を深め、人権尊重の精神を育む教育を推進します。
- ▶児童生徒対象の人権教育講演会を実施するほか、副読本や啓発資料を作成・活用し、人権教育の充実と啓発に努めます。
- ▶教職員対象の研修を開催することで、教職員自身の人権や人権問題についての理解を深め、指導力の向上に努めます。
- ▶戦争の悲惨さと平和の尊さの理解に向け平和教育の充実を図ります。

④ 学校図書館の利用促進

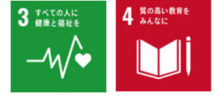
- ▶学校図書館支援員を配置し、児童生徒の読書活動を促進させるとともに、授業における図書の活用を積極的に行います。
- ▶学校図書館の充実を図るとともに、市立図書館と連携しながら、家読※の推進や、児童生徒の不読率の改善に努めます。

※家読（うちどく） 家族で本を読んで感想を話し合ったり、好きな本をすすめ合ったりするなど、読書習慣を共有することでコミュニケーションを図り、家族の絆を強める取組

基本施策3 健やかな体を育む教育の充実

現状と課題

《関連する SDGs》



- ◆学齢期の子どもたちにとっては、学力とともに、体力や健康面など、「知・徳・体」をバランスよく育成することが重要です。
- ◆様々な自然災害や事件事故の発生、生活習慣の乱れやアレルギー疾患、感染症等の増加など、社会や環境の変化に伴い、児童生徒が直面する問題も複雑化しています。こうした現状の継続が予想される将来においても、自他の生命や安全を維持し、周囲の人たちと協働して乗り越えていけるたくましい子どもたちに育てていく必要があります。
- ◆朝食の欠食、偏った食事内容など、食に起因する子供たちの健康課題が生じており、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育てることが求められています。
- ◆食物アレルギーは命に直結するため、正しい理解と対応が求められます。教職員が正しい理解と対応を学ぶ機会を増やす等、学校への支援と併せて、研修の充実を図る必要があります。

施策の方向

- ◆健康なからだの育成や体力の向上の動機となる自ら運動に関わろうとする態度を育むために、児童生徒が様々な運動等に関わり、運動やスポーツ、からだを動かすことが好きになるような指導および支援を行います。
- ◆学校における保健教育および安全教育を通して、自他の生命や安全を守るために、自ら判断し、自ら行動する児童生徒の育成に努めます。
- ◆食物アレルギー対応について、関係機関との連携を図るとともに、教職員が食物アレルギーに対する正しい知識等を習得し、有事の際に的確な行動が取れるよう研修の充実を図ります。
- ◆学習指導要領に基づき、各教科等を通じた食育が充実するよう、学校給食を「生きた教材」として活用し、栄養教諭を中核とした食に関する指導を実施します。
- ◆児童生徒が望ましい食生活を身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携した食育推進を図ります。

指標

「運動やスポーツをすることが好き」と回答する児童生徒の割合

87.1% (令和3年度) → 90.0% (令和8年度)

学校給食における「さつきランチ」などの生きた教材となる行事食の提供回数の維持

37回 (令和3年度) → 37回 (令和8年度)

主な取組

① 児童生徒の体力向上の推進 **重点取組**

- ▶児童生徒が自ら進んで運動に親しむ態度の育成を目指し、各学校の実態に即した組織的・計画的な取組を推進していきます。
- ▶児童生徒が身体を動かすことを好きになるような指導および支援ができるよう、教員の資質向上を図ります。

② 学校保健・安全教育の充実

- ▶学校における感染症対策の徹底を図り、児童生徒が安心して学校生活を送れるような環境づくりを行います。
- ▶児童生徒の小児生活習慣病や食物アレルギー等の健康課題に対し、健康や安全の保持増進を図るため、着実かつ計画的な取組を推進していきます。
- ▶食物アレルギーについて、教職員が正しい理解と対応が図れるよう、関係機関との連携強化や研修会の開催など事故防止に向けた取組を支援します。
- ▶多様化する災害等から、児童生徒自らが自分の身を守る「自助力」の育成・向上に努めます。
- ▶「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」や新たな危機事象について、地域の特性や児童生徒等の実情を考慮し、学校の教育活動全体を通じた安全教育の充実に努めます。また、学校安全に関する研修の充実に努めます。

③ 学校における食育の推進

- ▶学校給食を生きた教材とするため、さらなる献立の充実や地産地消給食「さつきランチ」など行事食を実施します。
- ▶食の楽しさ・大切さを理解し心身ともに健康な生活を送るため、栄養教諭等による食に関する指導を実施します。



栄養教諭による食に関する指導



いちごランチ（鹿沼市特産物献立）

基本施策4 時代に即した教育課題への対応

現状と課題

《関連する SDGs》



- ◆激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっています。ポストコロナ期における新たな学びの在り方を考えていくにあたって、一人一人の多様な幸せがあるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングの理念の実現を目指すことが重要です。
- ◆次代を担う子どもたちには、予測困難な時代に、自らの人生を切り拓く力、また、自らの生涯を生き抜く力を培っていくことが求められています。いじめ、不適應など、今、教育は多くの課題を抱えています。これらの背景には様々な社会的要因があり、課題解決のためには学校教育のみならず家庭教育・社会教育のより一層の充実が求められています。
- ◆在留外国人や外国人児童生徒が増加する中で、これからの社会の在り方として、多様な文化的背景や価値観をもつ人々を尊重し、共生することが求められています。学校においても、すべての児童生徒が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりが期待されています。

施策の方向

- ◆時代の要請に応じた様々な教育課題に積極的に対応していくため、総合教育研究所において調査・研究を行います。それにもとづき、新たな教育施策を立案したり、教職員を対象とした研修会を実施したりする等、学習機会の充実や教育情報の収集・提供を積極的に行います。
- ◆グローバル化に対応した人材育成の一環として、児童生徒に異文化理解や多文化共生の考えが根付くよう、各校において国際教育を推進するとともに、地域や世界の様々な課題を自分のこととして捉え、考えや意見を発信しようとする態度や能力を育成します。
- ◆帰国・外国人児童生徒の日本語指導や学習指導、学校生活の支援を関係機関と連携を図りながら、教育の充実を図ります。

指標

教職員研修における参加者満足度の肯定的回答の割合

96.3% (令和3年度) → 97.0% (令和8年度)

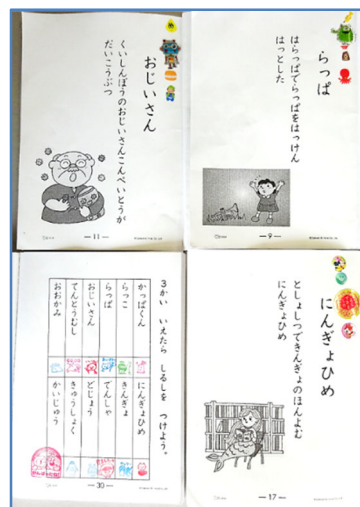
主な取組

① 教育研究事業の推進

- ▶ 学校教育における教育課題のほか、時代の要請に応じた様々な教育課題についての調査・研究等を推進し、課題解決に向けた教育施策を展開します。
- ▶ 学校教育の推進に向けた教職員対象の研修会（MIM※実践交流会等）を実施します。
- ▶ 教育に関する資料等を収集・作成し、情報を提供します。



MIM 実践の様子



はやくちことば集

② 多文化共生に向けた教育の推進

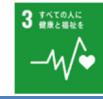
- ▶ 各学校において、計画に基づく国際教育を推進します。
- ▶ グローバル化に対応した人材育成の一環として、外国語指導助手（ALT）を活用し、市内小中学生の希望者を対象とした「イングリッシュキャンプ」を実施します。
- ▶ 帰国・外国人児童生徒教育及び支援体制の充実を図るため、拠点校を中心とした教育を推進するとともに、市国際交流協会や宇都宮大学国際学部多文化公共圏センターと連携を深めます。
- ▶ 日本語能力が十分でない外国人児童生徒が円滑な学校生活を送れるよう、日本語指導ボランティアを派遣し支援します。
- ▶ 中学生を海外友好都市へ派遣し、ホームステイや現地の人々との交流を通して、豊かな国際感覚を養います。
- ▶ グランドフォークス市との友好親善を深めつつ、グローバル化に対応できる人材育成を図ります。

※MIM（ミム） Multilayer Instruction Model（多層指導モデル）の略称で、異なるニーズのある子どもに対して、特殊音節を中心とした語の正確で素早く流暢性のある読みをできるようにするための学力指導モデル

基本施策5 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす教育の充実

現状と課題

《関連する SDGs》



- ◆発達障害や特別な支援を要する児童生徒は年々増加傾向にあり、特別支援教育の充実は喫緊の課題です。個別に教育的ニーズのある児童生徒が自立して社会参加できるように合理的配慮の提供に努め、個別のニーズに的確に応える支援を提供するインクルーシブ教育システム※を構築することが必要です。
- ◆不登校など子供たちの「心」をめぐる問題は、依然として憂慮すべき状況にあり、その要因や背景は複雑多様化しています。
- ◆発達障害や特別な支援を要する児童生徒への早期からの支援と切れ目のないサポート体制の充実を関係各機関とより一層図ることが必要です。
- ◆子供たちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、児童生徒一人一人が自己の生き方や働き方について考えを深め、学習を人生や社会と関連付けていくことが重要です。

施策の方向

- ◆インクルーシブ教育システムの構築のため、合理的配慮の提供と環境整備に努め、全ての教師の専門性を高めるための研修会を実施します。
- ◆学校での悩みを抱える児童生徒やその保護者、学校の教職員への教育相談の充実を図ります。
- ◆医療や福祉、特別支援学校等と連携し、発達障害等の早期発見・早期対応に努め、一貫した教育支援を行います。
- ◆小中学校とこども総合サポートセンター等の関係機関との連携を一層強化し、児童生徒のニーズに応じた適切な教育支援を行います。
- ◆児童生徒の発達の段階に合わせた体験活動等を取り入れながら、キャリア教育の充実を図ります。

指標

相談者のニーズに沿った相談を展開した割合

95.0% (令和3年度) → 98.0% (令和8年度)

※インクルーシブ教育システム 誰もがお互いの人格や個性を尊重し支え合い、認め合える「共生社会」に向けて、障がいのある人と障がいのない人が、可能な限り共に学ぶ仕組み

主な取組

① 特別支援教育の充実

- ▶障がいの有無に関わらず、個別のニーズに応じた合理的配慮（インクルーシブ教育システムの構築）ができるよう、研修会などを通して教師の専門性を高めていきます。
- ▶障がいのある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮、及びその基礎となる環境整備に努めます。
- ▶医療や福祉、特別支援学校等と連携を図り、発達障害等の一貫した教育支援や相談のできるシステムの構築を検討していきます。
- ▶こども総合サポートセンター等と連携を図り、切れ目のないサポート体制の充実を図ることができるよう就学を支援します。

② 教育相談の充実 **重点取組**

- ▶来室による相談を基本に、電話相談、医師を招いての医療相談などを行います。
- ▶小中学校での不適応について、児童生徒・保護者等のニーズに沿った相談を行います。
- ▶不登校（傾向）児童生徒について、小中学校と情報を共有し、相談や家庭訪問を通して、不登校（傾向）児童生徒の支援を行います。
- ▶本市の適応指導教室『アメニティホーム』で不登校（傾向）児童生徒の社会的自立に向けた支援を行います。



適応指導教室（アメニティホーム）

③ キャリア教育の推進

- ▶児童生徒が学習を人生や社会と関連付けていけるように体験活動を支援します。
- ▶地域の人々との関わりを主としたマイチャレンジ事業を推進し、達成感や自己有用感を獲得させるとともに、働くことや学ぶことへの意欲を向上させ、自己の生き方を主体的に見つけることができるようにします。
- ▶鹿沼市版キャリアパスポートを活用し、児童生徒が、それぞれの発達の段階における学びを自分自身で整理し、小・中・高等学校の各段階を通した学びのつながりを意識することができるよう推進します。

基本施策6 教育施設の充実

現状と課題

《関連する SDGs》



- ◆市内小中学校における耐震化に取り組み、令和2(2020)年に構造躯体、令和3(2021)年度には非構造部材（吊りバスケットゴール）の耐震化が完了しました。今後は長寿命化改修、バリアフリー化改修が必要となっています。
- ◆校舎、屋内運動場等の教育施設は、更新時期を迎え、雨漏りや内外装の機能低下、給排水設備や電気設備等の故障などが目立つようになっていきます。災害時には避難所となる施設が多いため、安全で快適な教育環境を確保する改修の必要性が高まっています。
- ◆児童生徒が学校内で安全安心な生活を送ることができるよう、門扉やフェンスなどの防犯設備の整備や適正な樹木の管理などの安全対策が求められています。
- ◆義務教育の機会均等の観点からすべての児童生徒に効果的な教育環境を提供するため、小中学校の適正規模・適正配置を検討し就学環境の充実を図ることが求められます。
- ◆学校の統合により遠距離通学となった児童生徒に対し、登下校の負担軽減のためスクールバスを運行しています。

施策の方向

- ◆良好な教育環境を維持するため、長寿命化対策として教育施設の改修・改善に努めます。
- ◆小中学校の洋式化に伴うトイレ環境の改善や特別教室等へのエアコンの整備を進めます。
- ◆障がいのある児童生徒等への対応とともに、災害発生時の地域の避難所としての機能を有することも踏まえて、誰もが利用しやすい施設とするため、スロープや多機能トイレなどのバリアフリー化の整備を進めていきます。
- ◆学校以外の施設についても、平成28(2016)年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設ごとの具体的な管理計画を策定し、計画的に対応を図ります。
- ◆小中学校の適正規模や適正配置を検討し就学環境の充実を図ります。また、学校の統合に伴い、長距離通学となった児童生徒の負担軽減を図ります。
- ◆安全な通学環境を守るため、スクールバスの適正な管理・運行に努めます。

指標

施設整備計画期間内の整備進捗率（長寿命化改良、トイレ洋式化、バリアフリー化等）

0%（令和3年度） → 100%（令和8年度）

統合などの検討が必要な小学校の数

7校（令和3年度） → 3校（令和8年度）

主な取組

① 小中学校の整備

- ▶スロープや多機能トイレ等の整備が必要な学校のバリアフリー化の改修を行います。
- ▶特別教室等にエアコンを整備していきます。
- ▶非構造部材の耐震対策として竜巻等による窓ガラス飛散防止対策を行います。
- ▶安全で快適な教育環境を提供するため、外構雨水対策工事を行います。

② 小中学校の長寿命化整備 **重点取組**

- ▶構造体の安全対策や設備配管の更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、多様な学習内容、学習形態による活動が可能となるような環境整備と施設の機能向上を兼ねた長寿命化改修を行います。
- ▶建物の経年劣化による雨漏りや内外装等の機能低下に対する性能向上に向けた改修を行います。
- ▶トイレ洋式化及び給排水設備等の改修・更新工事を行います。

③ 学校防犯設備等の整備

- ▶不審者の侵入を防ぐため、学校施設の門扉・フェンスの設置や敷地周囲等からの見通しを確保し死角の原因とならないように樹木等の適正な整備を行います。

④ 小中学校の適正配置 **重点取組**

- ▶少子化が進行する状況下で、各小中学校における児童生徒の人数に偏りが出ていることから、統廃合や学区の再編などを含む適正配置に取り組みます。
- ▶「鹿沼市小中学校適正配置等基本計画」に基づき順次適正配置に向けた取り組みを進め、児童生徒の教育条件の改善を図ります。
- ▶第3期実施プランの推進を図りながら事業を検証し、新基本計画の策定を進めます。

⑤ スクールバスの運行

- ▶学校の統合に伴い、遠距離通学となった児童生徒の負担を軽減するためスクールバスを運行します。
- ▶スクールバスをはじめとした様々な交通体系との相互連携について、関係部局との連携により調査・研究を進めます。

基本施策7 学力向上を支える就学環境の充実

現状と課題

《関連する SDGs》



- ◆最近では、GIGA スクール構想に基づき、タブレット端末の導入や校内 Wi-Fi 環境の整備が行われるなど、小中学校における ICT 環境の整備が急速に進んだため、適切な時期での ICT 機器やシステムの更新、ICT 支援体制の強化が必要です。
- ◆学力の向上のためには、教育条件の改善をはじめ、児童生徒や保護者の負担軽減など、それを支える就学環境の充実が重要です。
- ◆児童生徒が、安全かつ円滑に教育を受けることのできる環境を整えるため、老朽化の進んだ児童生徒用机椅子の更新や、大型備品等の整備が必要です。
- ◆学校給食は、センター方式2か所、親子方式5か所、単独実施校5か所の給食調理施設で、毎日約8,000食を提供しています。児童生徒の就学を“食”から支えるため、安全安心な学校給食の安定的な提供が必要です。

施策の方向

- ◆小中学校における ICT 機器の計画的な整備や更新を実施するとともに、ICT 活用の支援体制の強化を図ります。
- ◆義務教育の機会均等の観点から、すべての児童生徒が効果的な教育内容を享受できるよう、保護者の経済的負担軽減など就学環境の充実を図ります。
- ◆安全安心な給食を安定的に提供するため、長期的な改修計画に基づき、施設・設備の改修を行います。また、計画的な親子式共同調理場整備による民間業務委託の推進など、学校給食業務全体の効率化を図ります。
- ◆調理員や給食主任など、関係職員への研修等を実施し、国の指針に沿った適切な食物アレルギー対応や衛生管理の徹底など、給食関係職員のスキルアップを図ります。

指標

小中学校 ICT 機器の更新台数 (5年累計)

0台 (令和3年度) → 8,152台 (令和8年度)

給食業務の民間委託件数

7件 (令和3年度) → 8件 (令和8年度)

主な取組

① 小中学校児童生徒への就学支援

- ▶ 経済的理由によって就学困難な児童生徒への学用品等を支給し、就学援助を行います。
- ▶ 特別支援学級に入級する児童生徒への就学奨励費を支給し、経済的負担の軽減を図ります。
- ▶ 学校との緊密な連携により、対象世帯への制度周知を図ります。

② より良い教育環境の整備

- ▶ 児童生徒用机椅子の計画的な更新を進めます。
- ▶ 老朽化の進んだ大型学校備品について計画的に整備を図ります。

③ 教育のICT環境整備 **重点取組**

- ▶ 小中学校における ICT 機器の維持管理及び整備、更新を計画的に実施します。
- ▶ ICT 支援員を小中学校に配置し、ICT 活用の支援体制の強化を図ります。

④ 市奨学生の支援

- ▶ 就学の意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により就学できない高校生・大学生等に対し学資を貸し付け、広く就学の機会を提供します。

⑤ 安全安心な学校給食の提供 **重点取組**

- ▶ 施設機器等改修計画に沿って、優先順位を考慮しながら、施設・設備の改修を行います。
- ▶ 小中学校の適正配置と整合を図りながら、新たな地区共同調理場を整備し、計画的に給食業務委託を進めます。
- ▶ 学校給食費徴収管理業務の効率化を検討します。
- ▶ 学校給食衛生管理基準に基づいた作業を徹底するため、関係職員への衛生管理研修会等を実施します。
- ▶ 学校給食における食物アレルギー対応について、関係職員への研修を行い、適切な対応ができるよう支援します。



調理作業風景

基本施策8 地域ぐるみで学び育ち合う体制の構築

現状と課題

《関連するSDGs》



- ◆今後さらなる少子化・人口減少が見込まれる中で、地域づくりの担い手となる人材の育成が急務となっています。
- ◆地域や子どもたちの力になりたいと考えている人々が、力を発揮できる仕組み作りが必要です。
- ◆子どもとの接し方や教育に悩む親が増加しており、家庭での教育力を向上させる取り組みが必要です。

施策の方向

- ◆学校と地域が共に手を取り合い成長していくため、コミュニティ・スクール※の導入を推進していきます。
- ◆地域の教育力を活かした学校支援ボランティアや地域学校協働活動推進員の人材育成、さらには、安全安心な環境を確保する様々な活動を支援していきます。
- ◆家庭の教育力向上のため、児童生徒の保護者や地域住民などが、家庭教育に関する知識や技術を身に付ける学習活動等を支援していきます。

指標

小中学校におけるコミュニティ・スクール導入校数

5校 (令和3年度) → 34校 (全小中学校) (令和8年度)

学校支援ボランティア登録者数

1,624人 (令和3年度) → 1,724人 (令和8年度)

※コミュニティ・スクール 教育委員会の指定により「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校運営や学校の課題に対し、広く保護者や地域住民が参画できる。

主な取組

① コミュニティ・スクールの導入推進 **重点取組**

- ▶ 令和5(2023)年度までに、市内全小中学校にコミュニティ・スクールを導入します。
- ▶ 「地域とともにある学校づくり」を目指し、学校運営協議会による熟議を行い、地域・学校ごとに適切な体制づくりを推進します。



学校運営協議会での熟議

② 地域学校協働活動の推進 **重点取組**

- ▶ 「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域の人々や団体、民間企業等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、防犯や交通安全などの安全安心を確保する「地域学校協働活動」を推進します。
- ▶ 学校支援ボランティアの活動を支援するため、人材育成研修や地域への情報発信を行います。



ボランティアによる読み聞かせ

③ 家庭教育の支援

- ▶ 家庭教育を推進するため、「家庭教育学級」をすべての小・中学校で開設するとともに、民間学級の運営を支援します。
- ▶ 家庭のあり方や子育てに関する研修の場とするため、家庭教育に関する講演会などを開催します。



家庭教育に関する講演会の実施

基本施策9 主体的に学べる生涯学習環境の推進

現状と課題

《関連するSDGs》



- ◆開催講座・イベント等の情報提供が継続的になされています。市民による市民のための生涯学習の持続可能な在り方を模索するとともに、リモート形式などの場所にとられない講座の開催が必要とされています。
- ◆青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う青少年の健全育成のため家庭と地域の連携・協働した総合的な取り組みが求められています。
- ◆自主性や協調性、創造性などの生きる力を育むためには、自然とのふれあいや様々な直接体験が重要になります。
- ◆生涯学習の拠点となる公共施設において、情報化に対応した機器設備等の配備の必要性が高まっています。

施策の方向

- ◆持続可能な生涯学習環境の提供を推進するため運営・仕組みについて見直しや検討をします。
- ◆「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習環境の提供を図ります。
- ◆心豊かで健やかな次代を担う青少年の健全育成を図るため、各種体験活動や規範意識の醸成につながる研修など、各青少年育成団体などと連携・協働し実施します。
- ◆自然体験交流センターを拠点にした、自然生活体験学習を推進します。
- ◆公共施設における計画的な設備改修等を進め、快適な生涯学習環境の推進を目指します。

指標

市主催の生涯学習講座等への参加率

6.0% (令和3年度) → 10.0% (令和7年度)

※ 令和8年度は世論調査が行われなため、令和7年度の世論調査の結果を反映する。

リモートによる生涯学習講座、リモート操作説明講座の開催 (年間)

1回 (令和3年度) → 5回 (令和8年度)

少年指導センターによる街頭指導回数 (年間)

380回 (令和3年度) → 430回 (令和8年度)

主な取組

① 多種多様な学習機会の提供

- ▶生涯学習総合情報誌発行によって行政・関連団体・市民団体の生涯学習情報を発信していきながら、生涯学習に係る団体・ボランティア・市民と調整を図り、かぬま生涯学習大学運営のよりよい在り方の検討と実践をしていきます。
- ▶リモート講座及び、またインターネット操作に慣れていない市民向けのリモート受講のための操作方法講座を実施するなど、誰もが学べる環境づくりを推進します。

② 青少年健全育成活動の推進 **重点取組**

- ▶市内 17 地区の青少年育成市民会議の活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。
- ▶少年指導員の活動状況を関係機関と連携させ、青少年指導センターの活動推進を図ります。
- ▶各種青少年育成団体の自主的な活動を支援するとともに、青少年を取り巻く環境の変化に対応した的確な支援策の構築を図ります。

③ 自然生活体験学習の提供

- ▶自然生活体験学習事業基本方針により、児童生徒の「生きる力」を育むための充実した活動を展開します。
- ▶自然生活体験の機会を市民に提供するため「森の教室」や「かぬまっ子わくわくキャンプ」をはじめとする「わくわくネーチャー事業」等を実施します。
- ▶地域の人材を活用し、地域と共にある施設を目指し、地域活性化の促進を図ります。
- ▶教師を目指す学生と連携したプログラムを展開し、将来に向けた人材育成を図ります。



かぬまっ子わくわくキャンプ川活動

④ 生涯学習施設の整備と長寿命化

- ▶市民情報センターは平成 11(1999)年、文化活動交流館は平成 14(2002)年、自然体験交流センターは平成 18(2006)年にオープンしているため、時代に対応した生涯学習環境の整備が必要となっています。学びの環境を維持し市民の利便性を向上させるため、必要な施設の修繕や改修を計画的に進めます。

基本施策10 学びを活かす社会参画の推進

現状と課題

《関連するSDGs》



- ◆地域社会の活力維持のためには将来を担う青少年の力が不可欠です。しかし、青少年の地域事業参加意識は低く、加えて、コロナ禍の影響により青少年の活動の場が著しく減少している状況です。青少年の地域社会への参加と参画意識を高め、社会形成に寄与できる機会の創出と活動支援が必要です。
- ◆様々な分野の講師情報について登録と情報提供がなされていますが、その数は分野に偏りがあり、いまいちど整理が必要です。
- ◆それぞれの地域が望む「人づくり」が必要とされています。

施策の方向

- ◆青少年が、主体的な活動を通して地域活動に関心を持つことで、参画意識の醸成と向上を図ります。また、ボランティア活動を通して、地域との触れ合いや、異年齢が交流する場を設け、他人の気持ちを考え対話できる人材を育成します。
- ◆これまでの生涯学習人材情報の集約と提供を継続していきながらも、学んだ人々が地域社会へ参画することができる場の提供に取り組みます。

指標

青少年の地域事業への参加コーディネート数（年間）

10件（令和3年度） → 20件（令和8年度）

かぬままちづくり出前講座・まちかど先生出前講座の開催数（年間）

60回（令和3年度） → 80回（令和8年度）

地域でのサークル活動等への参加率

12.9%（令和3年度） → 15.0%（令和7年度）

※ 令和8年度は世論調査が行われなため、令和7年度の世論調査の結果を反映する。

主な取組

① 青少年の主体的な社会参画の促進

- ▶ 「鹿沼市 20 祭」事業を実行委員会へ委託し、自主的な企画・運営を支援します。また、実行委員会での一連の経験が、今後の社会活動への展開につながるよう支援していきます。
- ▶ 青少年の自立支援として、青少年ボランティアリーダー育成事業を開催し、体験活動や、異年齢交流活動を通して、人材の育成を図ります。
- ▶ 青少年ボランティア団体の活動を支援し、青少年が学び、地域の行事へ参加する機会を提供します。また、青少年自身が、自主的な活動を継続できるよう支援していきます。
- ▶ 青少年の主体的なまちづくりへの参画促進として、市政情報の提供やアドバイスを高校の課題解決型授業において行い、地域の未来を拓いていくことができる人材の育成を支援します。



「鹿沼市 20 祭」実行委員の活動状況



「鹿沼市 20 祭」

② 地域人材ネットワークの活用促進

- ▶ 講師情報登録・情報提供制度について、かぬま生涯学習大学との連携がなされた分野整理をします。
- ▶ かぬままちづくり出前講座・まちかど先生出前講座を開催し、地域住民の生涯学習講師としての活躍と、行政や地域住民から学ぶことができる生涯学習活動を支援します。
- ▶ 公民館と連携して公民館講座を充実させるため、時代のニーズや地域の状況に合った生涯学習の推進を図ります。
- ▶ 地域でのサークル活動等を推進し、公民館の「集い」・「学び」・「つながる」機能を発揮することにより、地域連帯感と社会参画の機運を醸成します。

基本施策 1.1 主体的な文化活動と特色ある文化の形成

現状と課題

《関連する SDGs》



- ◆少子高齢化の進展、活動の多様化により、文化芸術活動の次世代への継承が困難になっており、対策が急務です。
- ◆若者をはじめ様々な世代が伝統文化や芸術に興味、関心を持てるよう、小中学生の頃から多様な文化芸術に触れる機会を創出することが求められています。
- ◆地域固有の文化資源の掘り起こしと、まちづくりへの活用が求められています。
- ◆文化芸術活動の拠点施設「文化の杜」(市民文化センター)は、経年劣化等が進んでおり、長寿命化のため継続的な改修・修繕が必要です。

施策の方向

- ◆団体および個人による主体的な文化芸術活動を支援すると共に、WEBの活用等による文化芸術情報の発信を進め、活動の次世代への継承を支援します。
- ◆市民文化祭や市民文化芸術交流の日「meet with KANUMA」、市民文化センター自主事業などを開催し、市民が多様な文化・芸術活動に触れる機会を創出します。
- ◆郷土ゆかりの偉人・文化人などの地域文化資源の発掘、顕彰などを通じて地域の文化資源を活かした特色ある文化を形成します。
- ◆文化芸術活動の拠点である市民文化センターを計画的に改修し、長寿命化を図ります。

指標

市民文化祭参加者数

8,545人 (令和元年度) → 8,650人 (令和8年度)

市民文化センター利用者数

131,474人 (平成26~30年度の平均) → 133,076人 (令和8年度)

主な取組

① 文化芸術活動の次世代への継承

- ▶WEB や CATV 等のメディアを活用した文化芸術団体および活動情報の積極的な発信により、若い世代の活動への参加を促進します。
- ▶市民文化祭のリニューアル、市民文化芸術交流の日「meet with KANUMA」事業の開催など、幅広い世代にアピールできる多様な事業を展開します。
- ▶旧栗野中学校校舎を拠点とした「アートによるまちづくり」を、地域との協働で進めます。
- ▶文化芸術団体との協働で子どもたちの文化芸術体験機会を創出し、次世代への継承を進めます。
- ▶青少年による音楽活動団体の活動を支援し、音楽の盛んなまちづくりを進めます。
- ▶地域文化資源を活用したまちづくりを進め、特色ある文化を形成し、次世代に継承します。



「市役所にいちごの絵を描こう」



「バンドフェスティバル」

② 文化の杜(市民文化センター)の活用促進

- ▶多彩な自主事業・科学館事業を展開し、市民に文化芸術に触れる機会を提供します。
- ▶長寿命化、耐震化のため、施設の計画的な改修および大小ホール等特定天井の耐震化工事を進めます。
- ▶若い世代の意見を聞きながら WEB の活用などによる情報発信を拡大し、利用促進につなげます。

基本施策 1 2 地域資源の継承と郷土学習の推進

現状と課題

《関連する SDGs》



- ◆文化財保護法にもとづき、文化財保護・活用の将来的なビジョンを明確に示した「文化財保存活用地域計画」を策定し、地域と行政が一体となった歴史・文化・自然等の地域資源の保護・保存、活用を展開する必要があります。
- ◆市史編さん事業や埋蔵文化財発掘調査・古文書調査等の様々な調査活動により、膨大な資料が収集され、収蔵スペースも不足しています。市民の貴重な財産であるこれらの資料の整理・保存・管理を継続するとともに、学習教材として活用するための施策が求められています。
- ◆少子高齢化と過疎化の進行、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化は、地域資源の継承に深い影を落としているため、地域資源の担い手を養成・継承する新しい仕組みをつくる必要があります。
- ◆地域資源の継承と郷土学習の推進のためには、取り組みの継続性とその種別・性格に応じた専門性が不可欠であり、適正な専門職員の配置が求められます。

施策の方向

- ◆文化財の指定を進めるとともに、地域の自然・歴史・伝統文化等の地域資源を次世代へ引き継ぐために「文化財保存活用地域計画」を策定します。
- ◆地域資源の調査や活用に適切に対応できる人材を確保し、専門性にもとづいた調査・保存・保護を継続的に行います。
- ◆収集資料を後世に継承し、効果的に活用するために、適切な収蔵環境の維持管理を行います。
- ◆郷土愛を醸成するために市民が歴史・文化・伝統等の地域資源に触れ、学ぶ機会の充実を図ります。
- ◆伝統芸能等の担い手不足を解消し、確実な継承を行うため、保存団体と連携した継承の仕組みづくりを検討します。

指標

文化財調査及び保護支援（年間）

50 件 （平成 29～令和 2 年度の平均） → 51 件 （令和 8 年度）

民俗行事に関する普及・啓発活動（年間）

1 件 （令和 3 年度） → 1 件 （令和 8 年度）

主な取組

① 文化財指定の推進と保護

- ▶ 貴重な自然・歴史・文化遺産を市民共有の財産として文化財に指定するとともに、その保護・保存のため、地域と一体となった様々な支援策を講じます。
- ▶ 指定文化財の所在確認・現状把握を行うとともに、公開・活用を図ります。
- ▶ 埋蔵文化財の適正な調査・保存・保護を継続的に推進し、成果の公開・活用のための事業を展開します。



新庁舎整備にともなう鹿沼城跡発掘調査

② 地域資源の調査と保存

- ▶ 様々な資料を地域資源として捉え、調査・収集・整理活動を継続して推進します。
- ▶ 蓄積された資料は地域の将来の振興の基礎となる財産として確実な保存を図るとともに、それらをデジタル化し、公開・活用します。



清洲第一小の被災資料レスキュー

③ 郷土愛を育む学習の推進

- ▶ 市民と協働して各地域の地域資源の調査や、その成果の活用を行い、身近な地域への愛着を醸成します。
- ▶ 地域資源の調査成果を学校教育や生涯学習で活用し、ふるさとの理解と愛着を育成します。

④ 伝統行事の継承 **重点取組**

- ▶ 多様な伝統行事の担い手を育成するため、保存団体と連携した継承の仕組みづくりを行います。
- ▶ 伝統行事の現状把握や記録保存、研究を進め、その成果の公開・活用に努めます。



彫刻屋台修理事業

基本施策 1 3 博物館等活動の推進

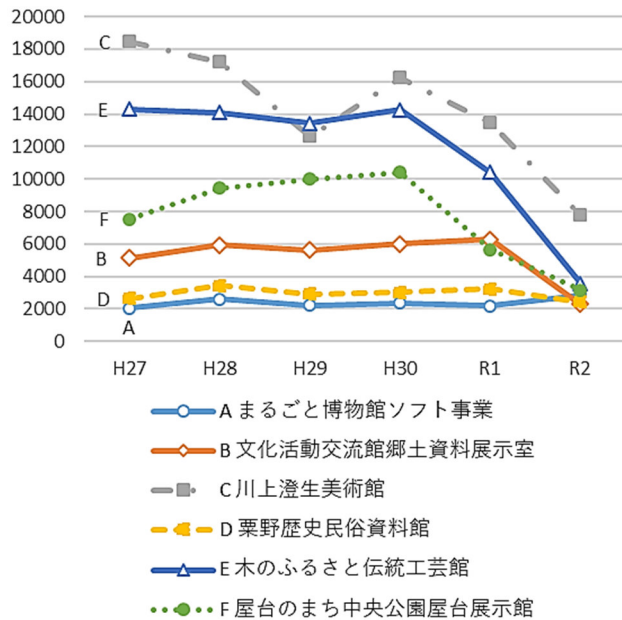
現状と課題

《関連する SDGs》



- ◆鹿沼市の自然や歴史・文化の魅力を発見・再評価して市内外に発信するために「鹿沼まるごと博物館」各施設の特色を再構築し、全体像を明確にしていく必要があります。
- ◆まるごと博物館事業を推進し、市民協働による博物館事業を展開することで、地域資源の継承の仕組みづくりを図るとともに、地域振興や観光振興にも役立てていくことが求められています。

博物館事業の参加者数



施策の方向

- ◆市民協働によるまるごと博物館事業を展開します。
- ◆既存展示施設の管理運営と展示の充実を図るとともに、地域資源の適切な展示と保存を図るための施設の修繕を行います。
- ◆まるごと博物館の中核を担う拠点機能の位置づけを検討します。

指標

まるごと博物館事業参加者数

2,403 人 (平成 29～令和 2 年度の平均) → 2,954 人 (令和 8 年度)

川上澄生美術館入館者数

17,306 人 (平成 27・28・30 年度の平均) → 18,189 人 (令和 8 年度)

主な取組

① まるごと博物館事業の推進

- ▶まるごと博物館各施設の適切な管理運営と、常設展示の充実、差別化を図ります。
- ▶市の魅力や特質を明らかにして周知するための企画展示や講演会等のイベントを開催します。
- ▶地域資源の再評価とネットワークの再構築を行うことで、地域資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ▶まるごと博物館事業に参加する市民学芸員を養成し、市民協働による博物館事業を展開します。



野州麻と横根高原の展示に特化した
粟野歴史民俗資料館

② 魅力ある川上澄生美術館の運営

- ▶企画展示を開催し、川上澄生や木版画の魅力発信を行います。
- ▶木版画大賞などの公募展や教育普及事業を開催し、木版画文化を振興します。
- ▶貴重な美術品を適切に保存・展示するための施設の維持・管理を行います。



川上澄生の作品や公募展などを通して
木版画文化を振興する川上澄生美術館

鹿沼まるごと博物館とは

市全域を屋根のない博物館として捉え、従来の博物館資料はもちろん、美しい自然やまちなみ、祭りや伝統の技といった建物に収まらない地域資源にも目を向ける総合的な博物館です。

鹿沼まるごと博物館は、文化活動交流館郷土資料展示室、川上澄生美術館、粟野歴史民俗資料館、木のふるさと伝統工芸館、仲町屋台展示収蔵庫、屋台のまち中央公園屋台展示館、千葉県三記念館などの施設や各地に点在する地域資源から構成されます。



北半田の医王寺を会場に開催した
第6回企画展「とちぎの宝 医王寺の至宝」

基本施策 14 市民の読書環境の充実

現状と課題

《関連する SDGs》



- ◆ 市立図書館と協調関係にある学校図書館（学校図書館支援員）の強固で密な連携の構築が必要不可欠となっています。
- ◆ 図書館を支援する多くのボランティア団体で、人材の不足や高齢化が進み、次代のメンバー育成が急務となっています。
- ◆ 快適にご利用いただくため、施設の整備や改修が求められています。

施策の方向

- ◆ 令和4年度から新たなステージに入る「第4次鹿沼市子どもの読書活動推進計画」に盛り込まれた主要事業等を積極的に推進し、乳幼児期から生涯に渡る読書習慣を身に付けられるよう、読書環境の整備と充実を図ります。
- ◆ 学校図書館支援員との連携強化を図るとともに、図書館ボランティアの人材育成を推進します。
- ◆ 施設の整備・更新を行い、快適で利用しやすい施設を目指します。

指標

読書通帳 50冊到達者数（児童生徒の合計）

97人（令和2年度） → 122人（令和8年度）

雑誌スポンサー協賛加盟店

11社（令和2年度） → 14社（令和8年度）

小さな図書館 協力事業所数

17事業所（令和2年度） → 22事業所（令和8年度）

主な取組

① 子どもの読書活動の充実 **重点取組**

- ▶第4次鹿沼市子どもの読書活動推進計画に基づく子どもの読書活動を積極的に推進します。
- ▶学校図書館支援員との関係性を更に深め、児童・生徒の読書習慣の向上を図ります。

② 読書普及事業の推進

- ▶知的障がいや発達障がいのある方でも楽しんで読書ができるように新たに「LL（エルエルブック）※を導入し、読書のバリアフリー化を推進します。
- ▶読書離れを減らすための取組みの一つとして、年齢層に応じた事業を計画的に実施することで、図書館に足を運んでもらうきっかけを提供し、利用者増を目指します。
- ▶民間企業等からの支援や協力により、利用者の読書活動が普及・促進されていることから、今後もより多くの事業者からのサポートが得られるよう、積極的な推進を図ります。

③ 図書館資料と業務システムの充実

- ▶館ごとに異なるジャンルの資料を収集し、所蔵数の充実化を目指すとともに、リサイクル市での有償頒布や福祉施設への無償譲渡等、役割を終えた資料の有効な活用を推進します。
- ▶図書館専用ホームページに若年層向けの専用ページを設けるなど充実化を図るとともに、タイムラグが発生することのないよう、的確な情報発信に努めます。

④ 快適で親しまれる図書館の整備・充実

- ▶施設の計画的な整備・改修を行うことで、多くの利用者が快適で親しまれるための図書館を目指します。
- ▶コーヒーなどを飲みながら本に親しめる「くつろぎスペース」、「フリーWi-Fi」、「BGM」、「大型本専用書架の移設」等、今までの図書館が持つイメージと使い勝手の改善を進めているところであり、市民の交流や様々な情報の発信・交換など、世代を超えたコミュニティの場、地域の核となる図書館を目指して、今後も可能な範囲で利用者ニーズに即した対応に努めます。



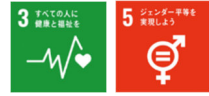
くつろぎスペース

※LLブック 知的障がいや学習障がいのある方などが読みやすいように、写真や絵、絵文字などを多用し、短い言葉などで構成された本。LLはスウェーデン語でLätt Läst（やさしく読みやすいの意）の略。

基本施策15 スポーツ参画人口の拡大と施設の総合管理

現状と課題

《関連するSDGs》



- ◆ 幼児期、児童期における豊富な運動遊びの経験の有無は、その後の運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成等に大きな影響を及ぼしますが、体を動かす機会が減少しています。
- ◆ 高齢者のスポーツ実施率は高い傾向にありますが、働き盛り世代や子育て世代のスポーツ実施率は低い傾向にあります。
- ◆ 障がい者のスポーツ活動については、それぞれのニーズに応じた支援が必要となることから、指導者や場所の確保等、環境を整える必要があります。
- ◆ 生涯にわたり、各人の状況に関わりなく、スポーツ活動を続けられる環境づくりのためには、総合型スポーツクラブ等の地域におけるスポーツ活動の充実が重要となります。
- ◆ 令和4(2022)年度には、栃木県で国体・障害者スポーツ大会が開催されるため、こうした機会を活用し、スポーツに親しむ機運を高める必要があります。
- ◆ 市内のスポーツ施設は建築から30年以上経過した施設が多く、計画的な施設の改修、適正配置を進める必要があります。

施策の方向

- ◆ 年齢や性別、身体の状態に関わらず、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、「する」「みる」「ささえる」といった観点から、スポーツの環境を整え、市民のスポーツ参画人口の拡大を目指します。
- ◆ スポーツ少年団やスポーツ協会、地域スポーツクラブ等、地域におけるスポーツ活動の充実を図り、地域の方がよりスポーツ活動に参加しやすい環境を整えます。
- ◆ 大規模な改修や修繕を必要とする施設については、利用状況や整備方針及び費用面などから、計画的な改修を行うとともに、地域のスポーツ活動に配慮しつつ、集約も進めます。
- ◆ すでに全国区のマラソン大会として認知されている「さつきマラソン大会」や、かぬま文化・スポーツ振興財団主催の大会など、各種大会を通じて、交流人口の拡大に努めます。
- ◆ 県内プロスポーツチームとの連携を進め、市民のスポーツ交流の促進を図ります。

指標

週1日以上スポーツをしている市民の割合（市民世論調査での集計）

36%（令和3年度） → 44%（※1）（令和7年度）

※1 令和8年度は世論調査が行われないため、令和7年度の世論調査の結果を反映する。

運動施設の利用者数減少幅の抑制（主要施設※2の利用者率）

92%（令和3年度） → 84.5%（令和8年度）

※2 自然の森総合公園、鹿沼運動公園（ヤオハンいちごパーク）、栗野総合運動公園の3か所。

主な取組

① 市民のスポーツ参画人口の拡大 **重点取組**

- ▶スポーツ少年団や地域スポーツクラブ（総合型を含む）の活性化を図り、子どものスポーツをする機会を拡充します。
- ▶女性や働き盛り世代、子育て世代等が取り組みやすいスポーツ・レクリエーション活動の普及啓発に努め、スポーツ参加を促進します。

② いちご一会とちぎ国体、いちご一会とちぎ大会の開催

- ▶関係機関と連携し、いちご一会とちぎ国体（第77回国民体育大会）及びいちご一会とちぎ大会（第22回全国障害者スポーツ大会）を開催します。
- ▶国体や障害者スポーツ大会の経験を生かし、地域にスポーツが根差すようボランティアの継続的参加や障がい者スポーツの理解向上に関係団体と連携して取り組みます。

③ スポーツ交流の促進

- ▶さつきマラソン大会をはじめとしたスポーツイベント等を行い、交流人口を増やすとともに、市民がスポーツに取り組む機会を提供します。
- ▶県内のプロスポーツチームとの連携を進め、試合の観戦や応援、イベントやスポーツ教室の開催を通じて市民のスポーツに対する機運の醸成を図り、交流人口の拡大を進めます。

④ スポーツ環境の整備と利活用の促進

- ▶鹿沼運動公園陸上競技場や温水プールなど大規模な改修や修繕、各施設の統廃合については市民ニーズを踏まえながら計画的に進めます。
- ▶学校体育施設の開放による生涯スポーツ活動の充実を図ります。



足立区スポーツ推進員との交流



鹿沼ふれあいウォーク